

指定管理者制度導入施設の評価

施設番号	1		
部	協働政策部	課	情報政策課

施設及び指定管理の概要

施設概要	名称	マルチメディアセンター	
	所在地	近江八幡市出町645-4	
	設置目的	<p>市民一人ひとりが安心して、快適に暮らすことが出来るまちづくりを推進し、行政サービスの向上、地域社会の活性化、地域情報化の推進を図ること。</p> <p>行政情報、その他の市民生活の利便性向上に役立つ情報を収集又は発信すること。</p> <p>情報通信機器等を活用し、市民にそれらの情報と学習の場を提供すること。</p> <p>情報通信に関する機器及び技術に係る展示会、又は講習会を開催する者の利用に供すること。</p>	
指定管理者	名称	CM2グループ(キタイ設計株式会社、関西明装株式会社)	
	所在地	蒲生郡安土町上豊浦1030	
指定管理業務の内容	<p>施設又は設備の使用の許可に関する業務</p> <p>施設等の維持管理に関する業務</p> <p>利用料金の徴収等に関する業務</p> <p>設置目的の達成に資する事業に関する業務 等</p>		
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日(3年間)		
指定管理料	平成18年度	15,700千円	
	平成19年度	14,900千円	
	平成20年度	14,300千円	

行政評価委員会評価結果

総合点数	65 点		
説得力、わかりやすさ	15	点	
結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	15	点	
効率化、節約の努力はあるか	14	点	
市として「持続可能であるか」への配慮の有無	9	点	
結果の予測、出現した結果の責任(市民への説明責任)	12	点	

評価及び指摘事項	行政改革の視点から	パソコン教室事業そのものは好評であるということであったが、好評を博することが行政サービスの存在理由にはならない。他方、市のサーバ管理業務が民間に委ねられればセキュリティの問題が生じるということだが、そうであれば直営で実施すべきである。なお、パソコン教室とサーバ管理事業を切り分けられない理由をもっと明確に説明できなければならない。直営時に比べても、経費節減と収入増加による黒字経営をしており、効率化のための努力がなされているものと考えられる。
	今後の方向性	サーバの運営とパソコン教室は切り離して考えるのも一案である。 指定管理者制度での運用でよいのかどうか、もう一度見直すべきである。また、指定管理者制度に委ねるにしても、どの事業部分を切り出すのかということについて整理が必要である。 現時点では国からの補助金の都合により、パソコン教室業務とセキュリティ上民営化できないサーバ管理業務は不可分であるという担当課からの説明があった。将来的に、当該施設を行政として保有すべきかどうか、パソコン教室を行政として実施する必要があるかどうか、サーバ及びその管理業務の本庁舎等への移転の選択肢についても考慮する必要がある。
	総合評価	パソコン教室を行政がやる必要性について論拠が弱い。民業圧迫ではないか。 サーバ管理とパソコン教室が分離できない理由が十分に理解できなかった。また、少なくともパソコン教室については他の事業でも存在しているので、整理・統合が必要と考える。

行政評価委員会の評価及び指摘事項への対応

施設や業務の今後の方向性	マルチメディアセンターで管理している市のネットワーク機器について現在移設することは設置場所等の問題もあり困難であるが本庁舎機器との統合や移設について検討し施設管理の方向性を検討する。
今後のモニタリングのあり方	【事業者の行なうセルフモニタリング】 定期的にモニタリングを行っており、今後も定期モニタリングを継続する。
	【担当課の行なうモニタリング】 現在、月次報告ごとのモニタリングを実施されており、今後も継続して実施されるよう指導する。

指定管理者制度導入施設の評価

施設番号	2		
部	子ども未来部	課	三世代交流課（生涯スポーツグループ）

施設及び指定管理の概要

施設概要	名称	近江八幡市駅南総合スポーツ施設
	所在地	近江八幡市鷹飼町40
	設置目的	<p>① 市民の心身の健全な発達及びスポーツの普及振興を図る</p> <p>② 子どもから高齢者、障害者（児）など、市民の様々な要望に応じて、市民が生涯にわたりスポーツを楽しめるように、多様な活動機会と情報を提供する</p> <p>③ 競技スポーツの重要性を認識し、各種大会等の誘致・開催により、競技力の向上と競技人口の拡大を図る</p>
指定管理者	名称	株式会社 大進
	所在地	近江八幡市中村町2-4
指定管理業務の内容		<p>① 施設又は設備の使用の許可に関する業務</p> <p>② 施設及び付属設備等の維持管理に関する業務</p> <p>③ 施設の利用料金の徴収等に関する業務</p> <p>④ 設置目的の達成に資する事業に関する業務</p> <p>⑤ 施設利用者の利便性を向上させるために必要な業務 等</p>
指定期間		平成18年4月1日～平成21年3月31日（3年間）
指定管理料	平成18年度	6,165千円
	平成19年度	5,845千円
	平成20年度	6,025千円

行政評価委員会評価結果

総合点数	63 点
①説得力、わかりやすさ	12 点
②結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	15 点
③効率化、節約の努力はあるか	12 点
④市として「持続可能であるか」への配慮の有無	13 点
⑤結果の予測、出現した結果の責任（市民への説明責任）	11 点

評価及び指摘事項	行政改革の視点から	担当課の説明を聞く限りでは、効率性・有効性の向上に寄与しているものと思われる。
	今後の方向性	指定管理者制度に委ねている以上、公募による競争の喚起、一層の黒字化の推進、自治体からの指定管理料の縮減が望まれる。 指定期間3年であると管理者が自由にできる期間が1年しかないことから、指定期間を5年に延長するという担当課の説明には説得力があった。ただし、前回の公募においても3社で競合したことに鑑みても、再公募時に不公平が生じないように、再公募時と業務引き継ぎ時における情報開示には十分な注意を払う必要がある。
	総合評価	指定管理者に「丸投げ」のイメージがある。日曜が混み、平日は空いているということなので、スポーツ活動のメニューを考える必要がある。 指定管理者の経営状況について把握していないとの回答が見られたが、事業収支にかかる基本情報については把握の必要があるのではないだろうか。 上記の点に十分な注意が払われていればという条件付きで、おおむね問題ないものと思われる。

行政評価委員会の評価及び指摘事項への対応

施設や業務の今後の方向性	引き続き行政サービスの向上、行政コストの縮減、施設機能のさらなる向上につながるよう効率性及び有効性の向上に努める。
今後のモニタリングのあり方	【事業者の行なうセルフモニタリング】 今後についても事業者によるモニタリングを行い、利用者のニーズ等の把握に努めるよう指導を行う。
	【担当課の行なうモニタリング】 事業者任せになることのないよう、事業者によるモニタリングの精査及び利用者のニーズ等の把握に努める。

指定管理者制度導入施設の評価

施設番号	3		
部	市民部	課	生活安全課

施設及び指定管理の概要

施設概要	名称	近江八幡駅北口東側自転車駐車場
	所在地	近江八幡市鷹飼町 6 5 3 - 7
	設置目的	近江八幡駅周辺における自転車の駐車秩序を確立して、自転車の放置を防止し都市景観等維持するとともに、自転車の利用者の利便を図る
指定管理者	名称	近江八幡自転車預り商協同組合
	所在地	近江八幡市鷹飼町 6 5 3 - 7
指定管理業務の内容	自転車駐車場の使用の承認に関する業務 自転車駐車場の使用料の徴収等に関する業務 自転車駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務	
指定期間	平成 1 8 年 4 月 1 日 ~ 平成 2 1 年 3 月 3 1 日 (3 年間)	
指定管理料	平成 1 8 年度	6 , 1 1 9 千円
	平成 1 9 年度	6 , 0 8 2 千円
	平成 2 0 年度	5 , 5 0 0 千円

行政評価委員会評価結果

総合点数	45 点
説得力、わかりやすさ	8 点
結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	7 点
効率化、節約の努力はあるか	12 点
市として「持続可能であるか」への配慮の有無	10 点
結果の予測、出現した結果の責任（市民への説明責任）	8 点

評価及び指摘事項	行政改革の視点から	営業時間の増加など、効率化の努力が見られる。
	今後の方向性	民間が直接実施するという点でも良いのではないかと。それが出来ない場合に、指定管理者制度等を使うという順序である。直営との比較で指定管理者制度だというのは、説明の順番が適当でないと思われる。
	総合評価	本来の目的からすれば、放置自転車撤去のみに専念すべきで、駐輪場は民間に任せるべきでは？ 市民満足度が高いことが行政がかかわる理由にならない。収益性が見込める場合には、民間主導とするのが原則である。このことを踏まえた説明とるように努力すべきである。 特に調査を行うことなく、「好評であった」「『かゆい所に手が届く』サービスを実施している」と結論付けて公文書に記載するのは、行政マンとして誠実さを欠いており、信頼性の低下を招く行為である。仮にこのような評価を下すのであれば、市の担当課自ら満足度調査を行い、それを根拠として物事を述べるべきである。

行政評価委員会の評価及び指摘事項への対応

施設や業務の今後の方向性	指定管理者制度を導入したことから、施設維持管理費用の縮減と、より質の高いサービスの提供を経理面の収益性、透明性が図れた。今後も指定管理者制度により、よりよいサービスに努めると同時に、総合管理(他の駐車場を統合)した場合の事業の効率化と利用料の妥当性についても検討していく。
今後のモニタリングのあり方	【事業者の行なうセルフモニタリング】 日常の利用者サービスについて随時点検を行うとともに、現金管理についても徹底した点検を行う。
	【担当課の行なうモニタリング】 日常の利用者サービスについて随時点検を行うとともに、現金の管理についても徹底した点検と指導を行う。

指定管理者制度導入施設の評価

施設番号	4		
部	都市産業部	課	商工観光労政課

施設及び指定管理の概要

施設概要	名称	近江八幡市白雲館
	所在地	近江八幡市為心町元 9
	設置目的	明治建築の原型を保存し、伝統文化の保存と継承及び地域文化の普及振興を図り、多くの人々がふれあい文化を生み出す力を育むとともに観光及び物産の振興を図り地域の活力を増進させる
指定管理者	名称	社団法人 近江八幡観光物産協会
	所在地	近江八幡市為心町元 9
指定管理業務の内容	施設又は設備の使用の許可に関する業務 施設等の維持管理に関する業務 利用料金の徴収等に関する業務 観光案内業務等設置目的の達成に資する事業に関する業務 白雲館の利用者の利便性を向上させるために必要な業務	
指定期間	平成 18 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日（3 年間）	
指定管理料	平成 18 年度	7,024 千円
	平成 19 年度	7,024 千円
	平成 20 年度	7,024 千円

行政評価委員会評価結果

総合点数	51 点
説得力、わかりやすさ	10 点
結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	10 点
効率化、節約の努力はあるか	13 点
市として「持続可能であるか」への配慮の有無	9 点
結果の予測、出現した結果の責任（市民への説明責任）	9 点

評価及び指摘事項	行政改革の視点から	直営時と比較すると効率化への寄与が見られる。ただし、公募による指定管理者選定を行った場合に一層の効率化が図れるのではないかという点は考慮された形跡が見られない。
	今後の方向性	指定管理者制度の趣旨からいっても、指定管理者に委ねている部分は、施設の管理のみだというのが基本的な説明であるべきである。「観光物産協会が横のつながりを持っている」こと、したがって、観光物産協会が望ましい管理者であることを主張することは、指定管理者を監督する立場の担当課が説明すべきことではない。（施設の管理については、公募により他の民間団体が参入する余地あり、このことによって競争が喚起されるのが指定管理者制度の趣旨である） 当該施設を今後どうするつもりなのか、市としての方針を明確に打ち出す必要がある。担当課の一存では決められないというのであれば、より上のレベルで議論する必要がある。
	総合評価	白雲館は「道具」であり、それを市全体の観光政策でどのように使うのが問題。指定管理者の問題というよりは、どのように使うのかというポリシーの問題。

行政評価委員会の評価及び指摘事項への対応

施設や業務の今後の方向性	白雲館については、歴史的建造物の保存活用を図るとともに、観光振興・情報発信の拠点地として、今後も指定管理者制度を利用し、施設の利用効率の拡大と市民サービスの向上に努める。
今後のモニタリングのあり方	【事業者の行なうセルフモニタリング】 利用者アンケート等のモニタリング実施により施設の効率利用、サービスの拡充に努め、白雲館施設の施設利用の拡充に努める。
	【担当課の行なうモニタリング】 月次報告、随時チェックにより定期的な管理体制をとり、施設の効用を最大限に図っていくことにより施設設置者としての責任を果たしていく。

指定管理者制度導入施設の評価

施設番号	5		
部	都市産業部	課	農政課

施設及び指定管理の概要

施設概要	名称	沖之島漁港
	所在地	近江八幡市沖島町
	設置目的	琵琶湖漁業の拠点漁港として、また、県内漁港の中で第1の水揚げ高を誇る漁港として地域の発展に寄与する 沖島の玄関口として、施設利用者が一人ひとり安心して利用できる施設とする
指定管理者	名称	沖島漁業協同組合
	所在地	近江八幡市沖島町4-3
指定管理業務の内容	維持運営計画の策定に関する業務 使用料等の徴収に関する業務 施設の使用届等に関する業務 施設等の維持管理に関する業務 漁船以外の船舶の係留施設利用の管理に関する業務 水域施設（航路・泊地）の管理に関する業務 輸送施設（漁港内道路）の安全管理に関する業務 外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設等の管理に関する業務 施設内の環境美化等のための管理に関する業務	
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日（3年間）	
指定管理料	平成18年度	1,000千円
	平成19年度	1,000千円
	平成20年度	1,000千円

行政評価委員会評価結果

総合点数	31 点
説得力、わかりやすさ	5 点
結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	7 点
効率化、節約の努力はあるか	7 点
市として「持続可能であるか」への配慮の有無	7 点
結果の予測、出現した結果の責任（市民への説明責任）	5 点

評価及び指摘事項	行政改革の視点から	決算内容の正確な状況をつかめていないことから、効率性あるいはその努力の判断以前の問題が生じている。
	今後の方向性	指定管理者制度になじむ事業なのか、なじむとすればどの部分になじむのか、また、どのような効果が期待できるのかという点について、担当課は再整理の必要がある。 市として適切な情報把握が不可能ということであれば、公募制への移行や、直営方式に戻す等の選択肢についても検討する必要が生じるものと思われる。
	総合評価	税金を投入して作った施設を無料で利用する。旅客船等の施設利用料収入がある。この2点で、十分指定管理者にする意味がある。 正確な決算情報が得られないのであれば、第三者評価のしようがない。担当課は「今後の方向性」として「適切に会計検査がなされるよう指導する」旨述べているが、可能な限り過去の決算についても作成し直し、市として適切な情報把握に努め、そのうえで再評価を行う必要がある。

行政評価委員会の評価及び指摘事項への対応

施設や業務の今後の方向性	管理したことにより、観光汽船による琵琶湖周遊コースの寄港となるなど、県内外からの観光客に対してもサービスの向上と沖島の活性化に寄与できている。また、コスト面でも最小限の費用負担でもって管理ができており、引き続き指定管理者制度により施設の安全管理と利便性の向上が図れるように努める。モニタリングにより情報把握に努め、監督者としての責任を果たす。
今後のモニタリングのあり方	【事業者の行なうセルフモニタリング】 日々のチェック体制により日常の安全管理や利便性の向上に努める。
	【担当課の行なうモニタリング】 定期的に点検をし、施設の利便性・安全管理の徹底を図るとともに、会計等の情報把握に努め、施設設置者としての責務を果たしていく。

指定管理者制度導入施設の評価

施設番号	6		
部	子ども未来部	課	子ども支援課

施設及び指定管理の概要

施設概要	名称	八幡こどもの家
	所在地	近江八幡市宇津呂町7-3
	設置目的	児童福祉法第34条7の規定に基づく市内の小学校に通学する児童で、保護者が労働等により昼間家庭にいないものに対し、授業終了後適切な遊び及び生活の場を与えて健全育成を図るため、放課後児童健全育成事業を実施する
指定管理者	名称	八幡学童保育所 げんきクラブ
	所在地	近江八幡市宇津呂町7-3
指定管理業務の内容	こどもの家の運営に関する業務 こどもの家の利用に関する業務 施設の維持管理に関する業務	
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日（3年間）	
指定管理料	平成18年度	3,165千円
	平成19年度	5,988千円
	平成20年度	5,873千円

行政評価委員会評価結果

総合点数	76 点
説得力、わかりやすさ	16 点
結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	16 点
効率化、節約の努力はあるか	13 点
市として「持続可能であるか」への配慮の有無	16 点
結果の予測、出現した結果の責任（市民への説明責任）	15 点

評価及び指摘事項	行政改革の視点から	効率性の向上については、判断しかねる。
	今後の方向性	指定管理者制度以外の管理方法を模索すべきである。 担当課から「今後については、放課後育児健全にかかる業務と施設の維持管理業務を分離し、前者については業務委託、後者については指定管理とする方針で進める」旨説明があったため、そのような方向性で改善が図られるものと承知している。
	総合評価	当該業務が指定管理者制度になじまないと評価し、改善策を講じる担当課の姿勢は賞賛されてよいと考える。 今後ともこのような組織文化が維持されることを期待している。

行政評価委員会の評価及び指摘事項への対応

施設や業務の今後の方向性	指定管理料が国県補助金により変動することや、運営については施設の管理的要素よりも保育を中心とした福祉的な要素が強いことから、施設の維持管理のみを特例適用による指定管理とし、事業運営については直営で業務委託を行なう。
今後のモニタリングのあり方	【事業者の行なうセルフモニタリング】 安全衛生管理については安全管理マニュアルに沿った児童への適切な指導の実施と、市からの不審者情報、食中毒注意報等に速やかな措置を行い、措置状況を記録する。光熱水費の執行状況については月次推移を把握し、常に効率化、経費の削減を図る。
	【担当課の行なうモニタリング】 施設の維持や安全管理・個人情報の保護等について、指定管理者に月次報告を求めるとともに、運営経費の経理状況等についても確認し、定期的に施設に赴き、巡回指導を行なう。

指定管理者制度導入施設の評価

施設番号	7		
部	子ども未来部	課	子ども支援課

施設及び指定管理の概要

施設概要	名称	桐原東こどもの家
	所在地	近江八幡市土田町 1 7 5
	設置目的	児童福祉法第 3 4 条 7 の規定に基づく市内の小学校に通学する児童で、保護者が労働等により昼間家庭にいないものに対し、授業終了後適切な遊び及び生活の場を与えて健全育成を図るため、放課後児童健全育成事業を実施する
指定管理者	名称	桐原学童保育所風の子クラブ保護者会
	所在地	近江八幡市土田町 1 7 5
指定管理業務の内容	こどもの家の運営に関する業務 こどもの家の利用に関する業務 施設の維持管理に関する業務	
指定期間	平成 1 8 年 4 月 1 日 ~ 平成 2 1 年 3 月 3 1 日 (3 年間)	
指定管理料	平成 1 8 年度	3 , 1 1 5 千円
	平成 1 9 年度	3 , 1 1 5 千円
	平成 2 0 年度	4 , 8 1 5 千円

行政評価委員会評価結果

総合点数	76 点
説得力、わかりやすさ	16 点
結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	16 点
効率化、節約の努力はあるか	13 点
市として「持続可能であるか」への配慮の有無	16 点
結果の予測、出現した結果の責任 (市民への説明責任)	15 点

評価及び指摘事項	行政改革の視点から	効率性の向上については、判断しかねる。
	今後の方向性	指定管理者制度以外の管理方法を模索すべきである。 担当課から「今後については、放課後育児健全にかかる業務と施設の維持管理業務を分離し、前者については業務委託、後者については指定管理とする方針で進める」旨説明があったため、そのような方向性で改善が図られるものと承知している。
	総合評価	当該業務が指定管理者制度になじまないと評価し、改善策を講じる担当課の姿勢は賞賛されてよいと考える。 今後ともこのような組織文化が維持されることを期待している。

行政評価委員会の評価及び指摘事項への対応

施設や業務の今後の方向性	指定管理料が国県補助金により変動することや、運営については施設の管理的要素よりも保育を中心とした福祉的な要素が強いことから、施設の維持管理のみを特例適用による指定管理とし、事業運営については直営で業務委託を行なう。
今後のモニタリングのあり方	【事業者の行なうセルフモニタリング】 安全衛生管理については安全管理マニュアルに沿った児童への適切な指導の実施と、市からの不審者情報、食中毒注意報等に速やかな措置を行い、措置状況を記録する。光熱水費の執行状況については月次推移を把握し、常に効率化、経費の削減を図る。
	【担当課の行なうモニタリング】 施設の維持や安全管理・個人情報の保護等について、指定管理者に月次報告を求めるとともに、運営経費の経理状況等についても確認し、定期的に施設に赴き、巡回指導を行なう。

指定管理者制度導入施設の評価

施設番号	8		
部	子ども未来部	課	子ども支援課

施設及び指定管理の概要

施設概要	名称	馬淵こどもの家
	所在地	近江八幡市馬淵町 1 5 3 3
	設置目的	児童福祉法第 3 4 条 7 の規定に基づく市内の小学校に通学する児童で、保護者が労働等により昼間家庭にいないものに対し、授業終了後適切な遊び及び生活の場を与えて健全育成を図るため、放課後児童健全育成事業を実施する
指定管理者	名称	馬淵放課後児童クラブ「馬っ子」
	所在地	近江八幡市馬淵町 1 5 3 3
指定管理業務の内容	こどもの家の運営に関する業務 こどもの家の利用に関する業務 施設の維持管理に関する業務	
指定期間	平成 1 8 年 4 月 1 日 ~ 平成 2 1 年 3 月 3 1 日 (3 年間)	
指定管理料	平成 1 8 年度	2 , 7 6 7 千円
	平成 1 9 年度	3 , 0 2 9 千円
	平成 2 0 年度	4 , 0 1 9 千円

行政評価委員会評価結果

総合点数	76 点
説得力、わかりやすさ	16 点
結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	16 点
効率化、節約の努力はあるか	13 点
市として「持続可能であるか」への配慮の有無	16 点
結果の予測、出現した結果の責任（市民への説明責任）	15 点

評価及び指摘事項	行政改革の視点から	効率性の向上については、判断しかねる。
	今後の方向性	指定管理者制度以外の管理方法を模索すべきである。 担当課から「今後については、放課後育児健全にかかる業務と施設の維持管理業務を分離し、前者については業務委託、後者については指定管理とする方針で進める」旨説明があったため、そのような方向性で改善が図られるものと承知している。
	総合評価	当該業務が指定管理者制度になじまないと評価し、改善策を講じる担当課の姿勢は賞賛されてよいと考える。 今後ともこのような組織文化が維持されることを期待している。

行政評価委員会の評価及び指摘事項への対応

施設や業務の今後の方向性	指定管理料が国県補助金により変動することや、運営については施設の管理的要素よりも保育を中心とした福祉的な要素が強いことから、施設の維持管理のみを特例適用による指定管理とし、事業運営については直営で業務委託を行なう。
今後のモニタリングのあり方	【事業者の行なうセルフモニタリング】 安全衛生管理については安全管理マニュアルに沿った児童への適切な指導の実施と、市からの不審者情報、食中毒注意報等に速やかな措置を行い、措置状況を記録する。光熱水費の執行状況については月次推移を把握し、常に効率化、経費の削減を図る。
	【担当課の行なうモニタリング】 施設の維持や安全管理・個人情報の保護等について、指定管理者に月次報告を求めるとともに、運営経費の経理状況等についても確認し、定期的に施設に赴き、巡回指導を行なう。

指定管理者制度導入施設の評価

施設番号	9		
部	子ども未来部	課	子ども支援課

施設及び指定管理の概要

施設概要	名称	桐原こどもの家
	所在地	近江八幡市中小森町 1 1 9 1
	設置目的	児童福祉法第 3 4 条 7 の規定に基づく市内の小学校に通学する児童で、保護者が労働等により昼間家庭にいないものに対し、授業終了後適切な遊び及び生活の場を与えて健全育成を図るため、放課後児童健全育成事業を実施する
指定管理者	名称	桐原学童保育所 桐っ子夢クラブ
	所在地	近江八幡市中小森町 1 1 9 1
指定管理業務の内容	こどもの家の運営に関する業務 こどもの家の利用に関する業務 施設の維持管理に関する業務	
指定期間	平成 1 8 年 4 月 1 日 ~ 平成 2 1 年 3 月 3 1 日 (3 年間)	
指定管理料	平成 1 8 年度	2 , 8 1 2 千円
	平成 1 9 年度	4 , 3 5 8 千円
	平成 2 0 年度	4 , 9 5 7 千円

行政評価委員会評価結果

総合点数	76 点
説得力、わかりやすさ	16 点
結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	16 点
効率化、節約の努力はあるか	13 点
市として「持続可能であるか」への配慮の有無	16 点
結果の予測、出現した結果の責任（市民への説明責任）	15 点

評価及び指摘事項	行政改革の視点から	効率性の向上については、判断しかねる。
	今後の方向性	指定管理者制度以外の管理方法を模索すべきである。 担当課から「今後については、放課後育児健全にかかる業務と施設の維持管理業務を分離し、前者については業務委託、後者については直営とする方針で進める」旨説明があったため、そのような方向性で改善が図られるものと承知している。
	総合評価	指定管理者制度になじまない。 当該業務が指定管理者制度になじまないと評価し、改善策を講じる担当課の姿勢は賞賛されてよいと考える。 今後ともこのような組織文化が維持されることを期待している。

行政評価委員会の評価及び指摘事項への対応

施設や業務の今後の方向性	指定管理料が国県補助金により変動することや、運営については、施設の管理的要素よりも保育を中心とした福祉的な要素が強いことから指定管理者制度にはそぐわないと判断し、直営管理とし事業運営を学童クラブに業務委託する。
今後のモニタリングのあり方	【事業者の行なうセルフモニタリング】 安全衛生管理については安全管理マニュアルに沿った児童への適切な指導の実施と、市からの不審者情報、食中毒注意報等に速やかな措置を行い、措置状況を記録する。光熱水費の執行状況については月次推移を把握し、常に効率化、経費の削減を図る。
	【担当課の行なうモニタリング】 業務委託者に対し、経理状況も含めた事業運営の報告を求めるとともに、定期的に施設に赴き巡回指導を行なう。

指定管理者制度導入施設の評価

施設番号	10		
部	子ども未来部	課	子ども支援課

施設及び指定管理の概要

施設概要	名称	金田こどもの家
	所在地	近江八幡市金剛寺町 3 9 0
	設置目的	児童福祉法第 3 4 条 7 の規定に基づく市内の小学校に通学する児童で、保護者が労働等により昼間家庭にいないものに対し、授業終了後適切な遊び及び生活の場を与えて健全育成を図るため、放課後児童健全育成事業を実施する
指定管理者	名称	金田学童クラブ つちのこ
	所在地	近江八幡市金剛寺町 3 9 0
指定管理業務の内容	こどもの家の運営に関する業務 こどもの家の利用に関する業務 施設の維持管理に関する業務	
指定期間	平成 1 8 年 4 月 1 日 ~ 平成 2 1 年 3 月 3 1 日 (3 年間)	
指定管理料	平成 1 8 年度	4 , 7 9 4 千円
	平成 1 9 年度	6 , 4 4 3 千円
	平成 2 0 年度	6 , 4 1 8 千円

行政評価委員会評価結果

総合点数	76 点
説得力、わかりやすさ	16 点
結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	16 点
効率化、節約の努力はあるか	13 点
市として「持続可能であるか」への配慮の有無	16 点
結果の予測、出現した結果の責任 (市民への説明責任)	15 点

評価及び指摘事項	行政改革の視点から	効率性の向上については、判断しかねる。
	今後の方向性	指定管理者制度以外の管理方法を模索すべきである。 担当課から「今後については、放課後育児健全にかかる業務と施設の維持管理業務を分離し、前者については業務委託、後者については直営とする方針で進める」旨説明があったため、そのような方向性で改善が図られるものと承知している。
	総合評価	指定管理者制度になじまない。 当該業務が指定管理者制度になじまないと評価し、改善策を講じる担当課の姿勢は賞賛されてよいと考える。 今後ともこのような組織文化が維持されることを期待している。

行政評価委員会の評価及び指摘事項への対応

施設や業務の今後の方向性	指定管理料が国県補助金により変動することや、運営については、施設の管理的要素よりも保育を中心とした福祉的な要素が強いことから指定管理者制度にはそぐわないと判断し、直営管理とし事業運営を学童クラブに業務委託する。
今後のモニタリングのあり方	【事業者の行なうセルフモニタリング】 安全衛生管理については安全管理マニュアルに沿った児童への適切な指導の実施と、市からの不審者情報、食中毒注意報等に速やかな措置を行い、措置状況を記録する。光熱水費の執行状況については月次推移を把握し、常に効率化、経費の削減を図る。
	【担当課の行なうモニタリング】 業務委託者に対し、経理状況も含めた事業運営の報告を求めるとともに、定期的に施設に赴き巡回指導を行なう。

指定管理者制度導入施設の評価

施設番号	11		
部	子ども未来部	課	子ども支援課

施設及び指定管理の概要

施設概要	名称	北里こどもの家
	所在地	近江八幡市江頭町 1 0 1 4
	設置目的	児童福祉法第 3 4 条 7 の規定に基づく市内の小学校に通学する児童で、保護者が労働等により昼間家庭にいないものに対し、授業終了後適切な遊び及び生活の場を与えて健全育成を図るため、放課後児童健全育成事業を実施する
指定管理者	名称	北里スマイリークラブ
	所在地	近江八幡市江頭町 1 0 1 4
指定管理業務の内容	こどもの家の運営に関する業務 こどもの家の利用に関する業務 施設の維持管理に関する業務	
指定期間	平成 1 8 年 4 月 1 日 ~ 平成 2 1 年 3 月 3 1 日 (3 年間)	
指定管理料	平成 1 8 年度	1 , 3 8 5 千円
	平成 1 9 年度	1 , 6 5 6 千円
	平成 2 0 年度	1 , 9 7 1 千円

行政評価委員会評価結果

総合点数	76 点
説得力、わかりやすさ	16 点
結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	16 点
効率化、節約の努力はあるか	13 点
市として「持続可能であるか」への配慮の有無	16 点
結果の予測、出現した結果の責任（市民への説明責任）	15 点

評価及び指摘事項	行政改革の視点から	効率性の向上については、判断しかねる。
	今後の方向性	指定管理者制度以外の管理方法を模索すべきである。 担当課から「今後については、放課後育児健全にかかる業務と施設の維持管理業務を分離し、前者については業務委託、後者については直営とする方針で進める」旨説明があったため、そのような方向性で改善が図られるものと承知している。
	総合評価	指定管理者制度になじまない。 当該業務が指定管理者制度になじまないと評価し、改善策を講じる担当課の姿勢は賞賛されてよいと考える。 今後ともこのような組織文化が維持されることを期待している。

行政評価委員会の評価及び指摘事項への対応

施設や業務の今後の方向性	指定管理料が国県補助金により変動することや、運営については、施設の管理的要素よりも保育を中心とした福祉的な要素が強いことから指定管理者制度にはそぐわないと判断し、直営管理とし事業運営を学童クラブに業務委託する。
今後のモニタリングのあり方	【事業者の行なうセルフモニタリング】 安全衛生管理については安全管理マニュアルに沿った児童への適切な指導の実施と、市からの不審者情報、食中毒注意報等に速やかな措置を行い、措置状況を記録する。光熱水費の執行状況については月次推移を把握し、常に効率化、経費の削減を図る。
	【担当課の行なうモニタリング】 業務委託者に対し、経理状況も含めた事業運営の報告を求めるとともに、定期的に施設に赴き巡回指導を行なう。

指定管理者制度導入施設の評価

施設番号	12		
部	都市産業部	課	農政課

施設及び指定管理の概要

施設概要	名称	大中農村広場
	所在地	近江八幡市大中町 4 6 7 - 2
	設置目的	農業者及び農村地域の居住者に憩いの場を提供して心身の健康増進に資するとともに、農村集落におけるコミュニティの育成を図る
指定管理者	名称	大中町自治会
	所在地	近江八幡市大中町
指定管理業務の内容	施設又は設備の使用の許可に関する業務 施設等の維持管理に関する業務	
指定期間	平成 1 8 年 4 月 1 日 ~ 平成 2 1 年 3 月 3 1 日 (3 年間)	
指定管理料	平成 1 8 年度	-
	平成 1 9 年度	-
	平成 2 0 年度	-

行政評価委員会評価結果

総合点数	32 点
説得力、わかりやすさ	5 点
結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	7 点
効率化、節約の努力はあるか	7 点
市として「持続可能であるか」への配慮の有無	7 点
結果の予測、出現した結果の責任（市民への説明責任）	6 点

評価及び指摘事項	行政改革の視点から	判断のしようがない。
	今後の方向性	指定管理者制度になじむ事業なのか。なじむとすればどの部分がなじむのか。また、どのような効果が期待できるのかという点について、担当課は再整理の必要がある。 当該施設を地元団体に譲渡するのか、指定管理を継続するのか、市としての中長期的な方向性及びそのような判断に至った理由を明示すべきである。
	総合評価	民間売却、民間アイデア活用、その他いろいろ考えることがあるはず。 第三者評価のしようがない。再評価を要するものと考えられる。

行政評価委員会の評価及び指摘事項への対応

施設や業務の今後の方向性	当該施設について、指定管理者による施設管理をおこなってきたが、施設利用者が自治会住民に限られ、指定管理者制度導入以前からも大中町自治会による適正な施設管理が行われていたことから、平成21年度以降については、地元自治会に施設を無償貸与をし、有効活用をしてもらう方向で進める。
今後のモニタリングのあり方	【事業者の行なうセルフモニタリング】 施設利用の拡大に向け、様々な方法を検討するとともに、日常の安全管理に努める。
	【担当課の行なうモニタリング】 利用状況・施設状況等を定期的に点検し、施設設置者としての責務である安全管理、施設利用向上の徹底を図る。

指定管理者制度導入施設の評価

施設番号	13		
部	都市産業部	課	農政課

施設及び指定管理の概要

施設概要	名称	北里農村広場
	所在地	近江八幡市江頭町 9 8 3
	設置目的	農業者及び農村地域の居住者に憩いの場を提供して心身の健康増進に資するとともに、農村集落におけるコミュニティの育成を図る
指定管理者	名称	北里学区自治連合会
	所在地	近江八幡市佐波江町 2 0 2
指定管理業務の内容	施設又は設備の使用の許可に関する業務 施設等の維持管理に関する業務	
指定期間	平成 1 8 年 4 月 1 日 ~ 平成 2 1 年 3 月 3 1 日 (3 年間)	
指定管理料	平成 1 8 年度	-
	平成 1 9 年度	-
	平成 2 0 年度	-

行政評価委員会評価結果

総合点数	32 点
説得力、わかりやすさ	5 点
結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	7 点
効率化、節約の努力はあるか	7 点
市として「持続可能であるか」への配慮の有無	7 点
結果の予測、出現した結果の責任（市民への説明責任）	6 点

評価及び指摘事項	行政改革の視点から	判断のしようがない。
	今後の方向性	指定管理者制度になじむ事業なのか。なじむとすればどの部分がなじむのか。また、どのような効果が期待できるのかという点について、担当課は再整理の必要がある。 当該施設を地元団体に譲渡するのか、指定管理を継続するのか、市としての中長期的な方向性及びそのような判断に至った理由を明示すべきである。
	総合評価	民間売却、民間アイデア活用、その他いろいろ考えることがあるはず。 第三者評価のしようがない。再評価を要するものと考えられる。

行政評価委員会の評価及び指摘事項への対応

施設や業務の今後の方向性	指定管理者による施設管理をおこなってきたが、施設利用者が周辺の自治会住民ならびにスポーツ少年団に限られていることから、平成21年度以降については、地元自治連合会に施設を無償貸与をし、有効活用をしてもらう方向で進める。
今後のモニタリングのあり方	【事業者の行なうセルフモニタリング】 施設利用の拡大に向け、様々な方法を検討するとともに、日常の安全管理に努める。
	【担当課の行なうモニタリング】 利用状況・施設状況等を定期的に点検し、施設設置者としての責務である安全管理、施設利用向上の徹底を図る。

指定管理者制度導入施設の評価

施設番号	14		
部	協働政策部	課	まちづくり支援課

施設及び指定管理の概要

施設概要	名称	近江八幡市立八幡町第1共同浴場
	所在地	近江八幡市八幡町2-1-3
	設置目的	市民の健康増進及び公衆衛生の向上に寄与する
指定管理者	名称	八幡町自治会
	所在地	近江八幡市出町9-3-2
指定管理業務の内容	公衆浴場の維持管理に関する業務 公衆浴場の利用料金の徴収に関する業務 公衆浴場の設置目的の達成に資する業務 公衆浴場の利用者の利便性を向上させるための業務	
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日(3年間)	
指定管理料	平成18年度	730千円
	平成19年度	730千円
	平成20年度	730千円

行政評価委員会評価結果

総合点数	45点
説得力、わかりやすさ	9点
結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	8点
効率化、節約の努力はあるか	12点
市として「持続可能であるか」への配慮の有無	8点
結果の予測、出現した結果の責任(市民への説明責任)	8点

評価及び指摘事項	行政改革の視点から	収支状況についての良好な状態が報告されており、効率性の向上に寄与しているものと思われる。
	今後の方向性	公募してみるべき、応札がないときは指定管理よりはらず。今後、大規模な故障・破損が生じた場合、当該施設を存続させるか廃止するかについて、市としての方針を早急に明確化する必要がある。 担当課だけで判断できない事項であれば、より上のレベルで議論を進める必要があると思われる。
	総合評価	一般の民間銭湯の入浴料より安く設定する意義はあるのか（年齢で切るべきか？ 65歳以上は安く） 事業を取り巻く環境が大きく変化しようとしているところから、まず、事業自体の変化の方向性を考慮し、その上で新たな管理運営方式を模索するという議論の順序になるものと思われる。 設置目的に「市民の健康増進及び公衆衛生の向上に寄与する」とある一方、自宅に風呂を所有する世帯が圧倒的多数である状況にあること、平成21年に老人入浴補助が無くなり、利用者の減少が予測されること、施設の老朽化が進んでおり、担当課の説明によれば「いつ壊れてもおかしくない」状況にあることの3つの状況に鑑みても、当該施設の将来的な存廃について、市としての方針を早急に明確化する必要がある。

行政評価委員会の評価及び指摘事項への対応

施設や業務の今後の方向性	指定管理者となって利用者は増加、健全経営が保たれている。また、平成20年4月から利用料金の値上げを実施するなど経営努力が伺えることから、特例により八幡町自治会を指定管理者に選定。来年度は高齢者入浴助成の廃止や燃料費高騰の影響から収支状況について予測が難しいため、指定期間は1年で評価、更新する。
今後のモニタリングのあり方	【事業者の行なうセルフモニタリング】 毎日届く利用者の要望を整理し、改善につなげる。施設の破損等で修繕が必要となる場合は従来どおり市と協議の上行うこととし、軽微な修繕等も月次報告において報告を受ける。
	【担当課の行なうモニタリング】 月次報告の確認はもとより、浴場担当者より口頭での報告も受け、経営状況を確認し、必要に応じ帳簿等の確認、立ち入り検査も行う。

指定管理者制度導入施設の評価

施設番号	15		
部	協働政策部	課	まちづくり支援課

施設及び指定管理の概要

施設概要	名称	近江八幡市立末広町第2共同浴場
	所在地	近江八幡市末広町第2共同浴場
	設置目的	市民の健康増進及び公衆衛生の向上に寄与する
指定管理者	名称	末広町連合自治会
	所在地	近江八幡市武佐町5-4
指定管理業務の内容	公衆浴場の維持管理に関する業務 公衆浴場の利用料金の徴収に関する業務 公衆浴場の設置目的の達成に資する業務 公衆浴場の利用者の利便性を向上させるための業務	
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日（3年間）	
指定管理料	平成18年度	1,450千円
	平成19年度	1,050千円
	平成20年度	1,050千円

行政評価委員会評価結果

総合点数	45 点
説得力、わかりやすさ	9 点
結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	8 点
効率化、節約の努力はあるか	12 点
市として「持続可能であるか」への配慮の有無	8 点
結果の予測、出現した結果の責任（市民への説明責任）	8 点

評価及び指摘事項	行政改革の視点から	指定管理者制度の導入が、効率性向上に寄与しているかどうかについては、今年度の実績だけでは判断しきれない。
	今後の方向性	公募してみるべき、応札がないときは指定管理よりはまず。今後、大規模な故障・破損が生じた場合、当該施設を存続させるか廃止するかについて、市としての方針を早急に明確化する必要がある。 担当課だけで判断できない事項であれば、より上のレベルで議論を進める必要があろうかと思われる。
	総合評価	一般の民間銭湯の入浴料より安く設定する意義はあるのか（年齢で切るべきか？ 65歳以上は安く） 事業を取り巻く環境が大きく変化しようとしているところから、まず、事業自体の変化の方向性を考慮し、その上で新たな管理運営方式を模索するという議論の順序になるものと思われる。 設置目的に「市民の健康増進及び公衆衛生の向上に寄与する」とある一方、自宅に風呂を所有する世帯が圧倒的多数である状況にあること、平成21年に老人入浴補助が無くなり、利用者の減少が予測されること、施設の老朽化が進んでおり、担当課の説明によれば「いつ壊れてもおかしくない」状況にあることの3つの状況に鑑みても、当該施設の将来的な存廃について、市としての方針を早急に明確化する必要がある。

行政評価委員会の評価及び指摘事項への対応

施設や業務の今後の方向性	指定管理者となって経営者としての意識が向上し、軽微な破損については自助努力で修繕、利用料金については18年度に値上げされており経営努力が伺える。利用者は周辺地域住民であり自治会が経営者であることから要望も届きやすく、効率的な経営ができることから、特例により末広町連合自治会を指定管理者に選定。来年度は高齢者入浴助成の廃止や燃料費高騰の影響から収支状況について予測が難しいため、指定期間は1年で評価、更新する。
今後のモニタリングのあり方	【事業者の行なうセルフモニタリング】 毎日届く利用者の要望を整理し、改善につなげる。施設の破損等で修繕が必要となる場合は従来どおり市と協議の上行うこととし、軽微な修繕等も月次報告において報告をもらう。
	【担当課の行なうモニタリング】 月次報告の確認はもとより、浴場担当者より口頭での報告も受け、経営状況を確認し、必要に応じ帳簿等の確認、立ち入り検査も行う。

指定管理者制度導入施設の評価

施設番号	16		
部	健康福祉部	課	地域福祉課

施設及び指定管理の概要

施設概要	名称	近江八幡市立総合福祉センター	
	所在地	近江八幡市土田町 1 3 1 3	
	設置目的	市民一人ひとりが安心して、快適に暮らすことができるまちづくりを推進し、社会福祉の向上及び地域福祉活動の促進を図る	
指定管理者	名称	社会福祉法人 近江八幡市社会福祉協議会	
	所在地	近江八幡市土田町 1 3 1 3	
指定管理業務の内容	施設又は設備の使用の許可等に関する業務 施設等の維持管理に関する業務 設置目的の達成に関する業務 自主事業の運営に関する業務 介護保険事業に係る通所介護事業に関する業務 利用料金の徴収等に関する業務 等		
指定期間	平成 1 8 年 4 月 1 日 ~ 平成 2 1 年 3 月 3 1 日 (3 年間)		
指定管理料	平成 1 8 年度	1 8 , 7 6 3 千円	
	平成 1 9 年度	1 8 , 7 6 3 千円	
	平成 2 0 年度	1 8 , 7 6 3 千円	

行政評価委員会評価結果

総合点数	35 点
説得力、わかりやすさ	9 点
結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	8 点
効率化、節約の努力はあるか	8 点
市として「持続可能であるか」への配慮の有無	5 点
結果の予測、出現した結果の責任（市民への説明責任）	5 点

評価及び指摘事項	行政改革の視点から	効率性の判断ができる状況にない。
	今後の方向性	<p>非公募であることの理由説明は不十分。また、指定管理者制度の使い方に更なる理解と工夫が必要。場合によっては、指定管理をはずすことも必要。</p> <p>ノウハウがあることが非公募の理由ということであったが、指定管理者制度では、原則はあくまでも「公募」である。どうしても公募に出来ないことの説明が必要。</p> <p>指定管理者制度を継続するかどうか、検討し結論を出す必要がある。継続するとしても、公募制への移行を検討すべきである。</p>
	総合評価	<p>福祉だから無条件に「緩い」審査でなくて、逆に厳しいチェックを経た福祉をやっているという状況を作るべき。</p> <p>事業担当課が、何のために施設が必要なのかということについて、十分な整理をすることが何よりも重要。</p> <p>導入当時の議論と判断理由を確認し、指定管理者と正規職員の混在状況にどう説明をつけるのか、現状維持とする結論はなぜそれが妥当なのかについて、再評価を行う必要があるものと考えられる。</p>

行政評価委員会の評価及び指摘事項への対応

施設や業務の今後の方向性	総合福祉センター内には、職員が常駐しており、今後直営方式において施設の管理運営を行い管理運営経費の節減、施設利用の効率化を図り、市民サービスの向上に努める。
今後のモニタリングのあり方	【事業者の行なうセルフモニタリング】
	<p>【担当課の行なうモニタリング】</p> <p>直営により適切な管理と経費節減に努める。</p>

指定管理者制度導入施設の評価

施設番号	17～20		
部	都市産業部	課	農政課

施設及び指定管理の概要

施設概要	名称	佐波江・野村・牧・長命寺舟だまり	
	所在地	近江八幡市内	
	設置目的	漁業の振興及び公共の水域等の秩序の維持	
指定管理者	名称	近江八幡漁業協同組合	
	所在地	近江八幡市長命寺町29-4	
指定管理業務の内容	維持運営計画の策定に関する業務 施設等の維持管理に関する業務 船舶等の施設利用の管理に関する業務 水域施設（航路・泊地）の管理に関する業務 施設の安全管理に関する業務 外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設等の管理に関する業務 施設内の環境美化等のための管理に関する業務		
指定期間	平成18年10月1日～平成23年3月31日（4年6月間）		
指定管理料	平成18年度	—	
	平成19年度	—	
	平成20年度	—	

行政評価委員会評価結果

総合点数	32 点
説得力、わかりやすさ	7 点
結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	7 点
効率化、節約の努力はあるか	7 点
市として「持続可能であるか」への配慮の有無	6 点
結果の予測、出現した結果の責任（市民への説明責任）	5 点

評価及び指摘事項	行政改革の視点から	収支（特に支出）の状況が明示されておらず、指定管理者制度導入前後での効率性の比較ができない。
	今後の方向性	指定管理者 業務委託 会計チェックを厳しく。他の舟だまりとあわせて「指定管理者」競争（公募）を広く募るべき。 指定管理者制度になじむ事業なのか。なじむとすればどの部分になじむのか。また、どのような効果が期待できるのかという点について、担当課は再整理が必要である。 プレジャーボート施設使用料徴収による相当程度の収入が見られる。公募制への移行という選択肢について、検討し、検討結果とその理由を明示する必要がある。
	総合評価	指定管理料はゼロであるが、プレジャーボート施設使用料徴収行為がある。他にも検討・改善すべき点はあるものの、最低でも収支の状況を正確に把握し、会計検査や担当課によるモニタリングを適切に実施したうえで、再評価を実施する必要がある。

行政評価委員会の評価及び指摘事項への対応

施設や業務の今後の方向性	漁業協同組合の漁業活動の拠点であり、日頃から利用ならびに管理をされており、施設に精通されている強みを活かし、施設の安全管理も併せて引き続き適正な管理を求めていく。また、経理面についても適正な処理に、より一層努められるよう指導・助言をしていく。
今後のモニタリングのあり方	【事業者の行なうセルフモニタリング】 仕様書に基づくとともに、利用者の利便性ならびに安全性の向上に向けた日常点検に努め、施設機能の最大化を図る。
	【担当課の行なうモニタリング】 施設の適正な管理とともに安全管理の向上が図られるよう、施設の管理面と事務処理面とを併せて定期的にモニタリングを実施し、管理の充実を図る。

指定管理者制度導入施設の評価

施設番号	21		
部	都市産業部	課	農政課

施設及び指定管理の概要

施設概要	名称	切通し舟だまり
	所在地	近江八幡市白王町字切通し地先
	設置目的	漁業の振興及び公共の水域等の秩序の維持を図る
指定管理者	名称	沖島漁業協同組合
	所在地	近江八幡市沖島町
指定管理業務の内容	維持運営計画の策定に関する業務 施設等の維持管理に関する業務 船舶等の施設利用の管理に関する業務 水域施設（航路・泊地）の管理に関する業務 施設の安全管理に関する業務 外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設等の管理に関する業務 施設内の環境美化等のための管理に関する業務	
指定期間	平成18年10月1日～平成23年3月31日（4年6月間）	
指定管理料	平成18年度	—
	平成19年度	—
	平成20年度	—

行政評価委員会評価結果

総合点数	32 点
説得力、わかりやすさ	7 点
結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	7 点
効率化、節約の努力はあるか	7 点
市として「持続可能であるか」への配慮の有無	6 点
結果の予測、出現した結果の責任（市民への説明責任）	5 点

評価及び指摘事項	行政改革の視点から	収支（特に支出）の状況が明示されておらず、指定管理者制度導入前後での効率性の比較ができない。
	今後の方向性	他の舟だまりとあわせて「指定管理者」競争（公募）を広く募るべき。 指定管理者制度になじむ事業なのか。なじむとすればどの部分がなじむのか。また、どのような効果が期待できるのかという点について、担当課は再整理の必要がある。 駐車場使用料徴収による収入が見られる。他の舟だまりと合わせての公募制への移行という選択肢について、検討し、検討結果とその理由を明示する必要がある。
	総合評価	指定管理料はゼロであるが、公営の駐車場使用料徴収行為がある。他にも検討・改善すべき点はあるものの、最低でも収支の状況を正確に把握し、会計検査や担当課によるモニタリングを適切に実施したうえで、再評価を実施する必要がある。

行政評価委員会の評価及び指摘事項への対応

施設や業務の今後の方向性	同組合の漁業活動の拠点である沖之島漁港の対岸の港として、日頃から利用ならびに管理をされており、施設に精通されている強みを活かし、施設の安全管理も併せて引き続き適正な管理を求めていく。また、経理面についても適正な処理に、より一層努められるよう指導・助言をしていく。
今後のモニタリングのあり方	【事業者の行なうセルフモニタリング】 仕様書に基づくとともに、利用者の利便性ならびに安全性の向上に向けた日常点検に努め、施設機能の最大化を図る。
	【担当課の行なうモニタリング】 施設の適正な管理とともに安全管理の向上が図られるよう、施設の管理面と事務処理面とを併せて定期的にモニタリングを実施し、管理の充実を図る。

指定管理者制度導入施設の評価

施設番号	22		
部	市民部	課	人権施策課

施設及び指定管理の概要

施設概要	名称	近江八幡市いきいきふれあいセンター
	所在地	近江八幡市鷹飼町4丁目4-4
	設置目的	<p>部落問題をはじめ、あらゆる人権問題の解決に向け市民意識の高揚を図り、人権擁護都市宣言都市にふさわしいお互いの人権を尊重し合うまちづくりを期すとともに、市民福祉の向上を図る</p> <p>人権擁護を図るために、市民啓発等必要な事業の推進を図る 市民福祉の向上を図るため必要な事業を推進する 施設の設置目的を達成するため必要な事項を実施する</p>
指定管理者	名称	財団法人 近江八幡市人権センター
	所在地	近江八幡市鷹飼町4丁目4-4
指定管理業務の内容	<p>施設又は設備の使用の許可に関する業務 施設等の維持管理に関する業務 利用料金の徴収等に関する業務 設置目的の達成に資する事業に関する業務 施設の利用者の利便性を向上させるために必要な業務 等</p>	
指定期間	平成19年4月1日～平成21年3月31日(2年間)	
指定管理料	平成18年度	—
	平成19年度	15,327千円
	平成20年度	15,137千円

行政評価委員会評価結果

総合点数	44 点
説得力、わかりやすさ	7 点
結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	8 点
効率化、節約の努力はあるか	11 点
市として「持続可能であるか」への配慮の有無	12 点
結果の予測、出現した結果の責任(市民への説明責任)	6 点

評価及び指摘事項	行政改革の視点から	近隣市の施設とあわせた総合的な判断が必要。 指定管理者制度導入前と比較すると、貸館業務の人権啓発目的外の利用も許容したことから、増収による効率化への寄与が見られる。ただし、公募による指定管理者選定を行った場合に一層の効率化が図れる可能性もある。
	今後の方向性	公募のない指定管理者は、ナンセンス。 指定管理者制度は、原則「公募」であり、公募しない場合には、その理由が明確である必要がある。また、指定管理者制度は、事業そのものが主体ではなく、あくまでも運営管理を委ねる主体を選ぶ制度である。事業そのものの議論と運営管理は分けて整理すべき。 人権問題に関する啓発業務と、建物の維持管理業務を分離し、前者をノウハウを持った団体に業務委託、後者を指定管理者として価格競争させるといった措置が指定管理者制度の趣旨に沿うものであると考えられる。また、隣接した施設との一括管理により、さらなる効率化が図れる可能性もある。これらの措置の是非について、担当課で判断できないのであれば、より上のレベルで議論し、結論を得る必要がある。
	総合評価	担当課の説明としては、施設の設置目的を所与のものとし、人権問題に関する普及啓発業務と建物の維持管理業務を不可分なものであるとしている。このような説明を認めてよいかどうか、このような設置目的の在り方を維持してよいかどうかについて、より上のレベルで議論し、市としての方針を明確化する必要がある。

行政評価委員会の評価及び指摘事項への対応

施設や業務の今後の方向性	平成21年度より公募による指定管理者制度を行う。 いきいきふれあいセンターの施設としてのあり方を様々な角度から検討し、施設利用の充実と市民サービスの拡充を図っていく。 人権啓発のあり方については今後総合的な検討を行っていく。
今後のモニタリングのあり方	【事業者の行なうセルフモニタリング】 施設利用者からのアンケート調査 自主事業参加者からのアンケート調査 施設利用後の確認でのヒヤリング 施設利用申請の際に要望等のヒヤリング 専門的技術を有する者に委託した業務点検の際に報告書以外に気付いた点を聞き取る。
	【担当課の行なうモニタリング】 月次報告書による確認 指定管理者へのヒヤリング 指定管理者が主催する自主事業への参加による確認 施設訪問による確認 指定管理者に対する質問書等による意思確認 施設利用者に対する担当課としてのアンケート調査

指定管理者制度導入施設の評価

施設番号	23		
部	都市産業部	課	商工観光労政課

施設及び指定管理の概要

施設概要	名称	近江八幡市勤労者福祉センター	
	所在地	近江八幡市鷹飼町四丁目4番地5	
	設置目的	<p>勤労者の福祉の充実及び市民の余暇活動の増進を図る 勤労者の福祉向上と勤労意欲の促進を図る 市民の余暇活動や自主活動の促進を図る 若年層、高齢者、障害者、女性など市民の様々な要望に応じ、職業に関する事業や情報を提供する 自主事業及び各種講習会やイベント等の誘致・開催により、勤労者の福利厚生に有効なサービスの提供を図る</p>	
指定管理者	名称	株式会社 かねでんジョイナス	
	所在地	大阪市北区梅田1-12-17	
指定管理業務の内容	<p>施設又は設備の使用の許可に関する業務 施設等の維持管理に関する業務 利用料金の徴収等に関する業務 設置目的の達成に資する事業に関する業務 利用者の利便性を向上させるための必要な業務 等</p>		
指定期間	平成19年4月1日～平成23年3月31日(4年間)		
指定管理料	平成19年度	7,300千円	
	平成20年度	6,998千円	
	平成21年度	6,600千円	
	平成22年度	6,600千円	

行政評価委員会評価結果

総合点数	33 点		
説得力、わかりやすさ	8	点	
結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	7	点	
効率化、節約の努力はあるか	5	点	
市として「持続可能であるか」への配慮の有無	6	点	
結果の予測、出現した結果の責任(市民への説明責任)	7	点	

評価及び指摘事項	行政改革の視点から	指定管理者にしたことで、利用者の変化が見られたとのことであった。 多額の単年度赤字を出しており、直営方式で施設管理をしていたとしても、このような状況にはならないものと考えられる。
	今後の方向性	設置目的の ~ まで、それぞれに評価して、業務内容のリストラクチャリングを考えて、指定管理料の削減を図るべき。 パソコン教室はマルチメディアセンターとの協力体制を模索すべきである。 管理者の努力はもちろんのことながら、市としても、人件費の抑制や、同市内の「マルチメディアセンター」との重複業務であるパソコン教室の今後の処遇等支出抑制の方策について、市としても積極的に方針を提示する必要があるように思える。また、指定期間終了までに、隣接する施設との管理業務統合するかどうかについても検討し結論を出しておく必要がある。
	総合評価	指定管理者に「丸なげ?」。設置目的に見合ったメニューを考えられないのであれば、民間への譲渡を含め根本から考え直すべき。 赤字が出た場合のスキームについて、担当課は十分な用意が必要である。赤字額は、基本的に管理者の責任に帰属されるべきだが、そもそも指定管理者制度に移行する際に、担当課は赤字が出た場合にどのような対応をとるべきかということについて、あらかじめ整理しておくべきではないだろうか。 どの点が管理者側の責任で、どの点が市側の責任か、明確に区分されているかどうか不明なため、明示する必要があるかと思われる。

行政評価委員会の評価及び指摘事項への対応

施設や業務の今後の方向性	指定管理者制度の導入により利用者層の変化は顕著にあらわれており、利用者の幅が広がっている。また、利用者数も前年度と比較しても増加している。さらに、アンケートやインターネットを利用して利用者の意見や意向把握に努められ、それに基づいたサービスの向上が図られており、民間の活力を利用した施設管理運営が効果的に表れていると判断している。 今後は、自主事業の精査とともに、施設の安全管理と利用者の利便性の向上が更に図られるよう進めます。
今後のモニタリングのあり方	【事業者の行なうセルフモニタリング】 施設の安全管理と利便性の向上が図られることに併せ、収支の改善を図るための支出抑制策の実施を含めたモニタリングを継続的に実施する。
	【担当課の行なうモニタリング】 指定管理者が利用者の満足度と利用促進のため、利用者アンケートや意向調査などにより運営改善が図られ、利用者の声を重視した運営がなされており、引き続き、施設の安全面と併せ更なる精査・向上が図られるよう助言を行っていく。